

徳島県告示第五百八十六号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和三年九月三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定居宅サービス事業者		指定居宅サービス事業を行う事業所		サービスの種類	廃止の届出の受理日	廃止年月日
名称	所在地	名称	所在地			
合同会社扇	○ 徳島市川内町平石住吉三二	ヘルパーステーション扇	○ 徳島市川内町平石住吉三二	訪問介護	令和三年七月二十一日	令和三年七月二十日
有限会社つさぎ調剤薬局	同 富田浜一丁目一番地	有限会社つさぎ調剤薬局松茂店	板野郡松茂町広島字南ノ川三九 二四	居宅療養管理指導	同 六月八日	同 三十一日